



Takanori <grapejuic@gmail.com>

再送【要返信】法務省としての、日本語文法と辞書等、解釈の基準となるものは？

Taka.N <grapejuic@gmail.com>

2023年11月20日 17:36

To: hyouka@i.moj.go.jp

法務省 窓口ご担当者様

メールを失礼します。野田頭 宜教と申します。

法務省としての正式見解をお聞かせ願いたいのですが、

国語の理解に於いて、日本語文法事典 単行本 – 2014/6/25 日本語文法学会 (編集)、及び各国語辞典等で学ばせていただき、新明解国語辞典 (三省堂) こちらの2つに於いては、「一致」という文言に対して、同じような見解が述べられていますが、他の旺文社、学研、小学館、旺文社に至っては、旺文社標準国語辞典と、旺文社の国語辞典では意味が全く異なります。「一致」に関して、説明文が完全一致という文言となっております。

お手数ではございますが、ご確認頂ますよう、宜しくお願い致します。

理由としましては、親告罪で三重県と沼津の警察官、警察署、福祉課、病院は精神科の医師ですが、三重の水沢病院の近岡医師、ゆうメンタルクリニックの山田医師の両名ですが検査を一切行わず、病名診断を受けました。水沢病院では胸のレントゲンだけです。後、不可解なのが、沼津署で精神鑑定を2度行い、一回目は結果を知らされず、2回目は精神科医をディベートでボコボコにしました。それでも、入院の措置なし等、結果を言い渡されて、沼津署に戻ったら、君、戻ってくる予定じゃないからご飯無いよと言われました。詳細は書ききれないので。ただ、三重の移送元の警察署は水沢病院に訪ねたら教えて頂けませんでした。保護を求めて、拘留所に入れられて、その後注射を車の中で打たれて、弁護士を途中よんでほしいといっても、呼ばれないで、数人に羽交い締めにされて、精神病院に入れられました。それが、水沢病院です。CIAスターゲイトプログラムで頭の中を引っかき回されましたが、通常の対応がどうなのか知りませんが、行政法にあった、国家公務員法から警察官職務執行法、警察法に抵触するものと思われる。福祉課に関して、三重のどこかは存じませんが、一方的に書類を読み上げて誰も取り合ってくれませんでした。沼津の福祉課に関して、対応として、個人情報等を元に本人がいいと言っているのに対応して頂けず、且つ、ゆうメンタルクリニックの山田医師の話で、沼津の福祉課が急性という病名をつけたから、急性の診断書を出しました、との話を聞いて、医師法違反ではないのか？という元で刑事告訴を考えている所存です。刑事告訴を行いたいのですが、告訴状作成の文言の作成にて困難な事と、親告罪に当たるのか、その期限は半年以内となるのか伺いたく、ご連絡させて頂きました。

詳細は、FacebookやTiktok、youtubeにて述べさせて頂いておりますが、証拠保全等、職探しと手が回っておりません。また、正式見解の前に犯罪に巻き込まれているため、とりあえず、伺っている次第です。

必ず、ご返信をお願いします。

日本語文法事典に於いては読み始めになりますが、とりあえず通読するつもりです。

国としての正式な基準として見解を是非とも伺いたいです。

何卒、よろしく願いいたします。

野田頭 宜教